

第2節 建築物災害予防計画

関係機関	総務部総務課・建築住宅課・建築指導課・文化財振興課・消防本部・各施設所管課・再開発課
------	--

市は、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の指導等に努めるものとする。

第1 建築物の耐震対策の促進

市は、「和泉市既存建築物耐震改修促進実施計画」に基づき、昭和56年に新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を中心に、耐震診断及び必要な耐震改修の推進に努める。また、建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を実施する。

1 建築物の耐震化の推進

市は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市内建築物の耐震診断及び改修を促進することにより耐震性に対する安全性の向上を図る。

(1) 公共建築物の耐震化

ア 市有建築物等の耐震診断及び耐震改修の実施に努める。特に、公共建築物について防災活動の拠点となる庁舎及び避難所となる学校施設等は、防災上重要な施設であるので順次耐震診断を実施し、その診断結果に基づき、耐震改修の実施に努める。

イ 市は、公共住宅について、計画的な建替事業を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。また、ピロティ形式等特殊構造の中層及び高層住宅について、耐震診断を実施し、必要な耐震改修の実施に努める。

ウ 市は、公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。

(2) 民間建築物の耐震化

ア 市は、特定建築物（一定規模以上の病院、百貨店、ホテル等多数の人が利用する建築物）等の所有者に、耐震診断や必要な改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。

イ 市は、ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。

ウ 市は、必要に応じ、所有者が行う耐震診断等に対する助成に努め、診断・改修の促進を図る。

資料編	和泉市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱
-----	-----------------------

第2 建築物の安全性に関する指導等

市は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。

1 ブロック塀の倒壊防止

市は、住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図る。

2 ガラス、看板等の落下防止

多数の人が通行する道路に面する建物のガラス及び家庭内のガラス戸棚等の転倒防止の安全対策や看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行うものとする。

3 家具等転倒防止

市は、タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するため、広報紙、パンフレット等の配布を通じて、住民に対し家具類の安全対策等の普及啓発を図る。

4 避難所・避難路対策

避難所・避難路の整備にあたっては、大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号）に基づき、災害時要援護者を考慮し、車椅子でも通行できる段差解消などに努めるほか、避難所内での行動に支障のないよう配慮する。

第3 文化財の保護

- 1 市は、市民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、市民に対し講演会特別展の開催等により文化財保護について啓発活動を行うものとする。
- 2 所有者、管理責任者は、文化財の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。また、常に文化財の現状を把握し、弛緩、損傷、摩耗等を発見したときは、速やかに修復するものとする。
- 3 火災に備えて、自動火災報知設備、消火栓等の消防用設備等の整備を推進するとともに、消火器を要所に備え付ける。
- 4 台風時には、特に劣弱な部分の応急補修を施し、万全を期すものとする。
- 5 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進をするものとする。

資料編 市内指定文化財一覧
